令和３年第１０回弥彦村議会（９月）定例会

議　事　日　程　（第１号）

令和３年９月３日（金曜日）午前１０時開会

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　村長招集挨拶
日程第　４　議長諸報告
日程第　５　村長行政報告
日程第　６　議案第５６号　令和２年度弥彦村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第　７　議案第５７号　令和２年度弥彦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　８　議案第５８号　令和２年度弥彦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　９　議案第５９号　令和２年度弥彦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１０　議案第６０号　令和２年度弥彦村競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１１　議案第６１号　令和２年度弥彦村温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１２　議案第６２号　令和２年度弥彦村下水道事業会計決算認定について
日程第１３　議案第６３号　弥彦村村税条例の一部を改正する条例について
日程第１４　議案第６４号　令和３年度弥彦村一般会計補正予算（第５号）
日程第１５　議案第６５号　令和３年度弥彦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第１６　議案第６６号　令和３年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第１７　議案第６７号　令和３年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第２号）
日程第１８　議案第６８号　弥彦村固定資産評価審査委員の選任について
日程第１９　請願第　１号　「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願
日程第２０　発委第　１号　弥彦村議会会議規則の一部を改正する規則について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（９名）

１番	渡邊富之　さん	２番	古川七郎　さん
３番	那須裕美子　さん	４番	丸山浩　さん
５番	板倉恵一　さん	６番	柏木文男　さん

７番	小　熊　　正　さん	９番	本　多　隆　峰　さん
１０番	安　達　丈　夫　さん		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村　長	小　林　豊　彦　さん	副村長	廣　瀬　勝　利　さん
教育長	林　　順　一　さん	防災監	増　田　　規　さん
総務部長	志　田　　馨　さん	総務課長	伊　藤　和　恵　さん
防災・情報対策課長	浜　田　禎　介　さん	税務課長	小　林　健　仁　さん
住民課長	小　出　将　浩　さん	福祉課長	坂　爪　明　博　さん
健康推進課長	松　井　裕美子　さん	農業振興課長	鈴　木　光　英　さん
観光商工課長	柳　川　治　美　さん	建設企業課長	丸　山　栄　一　さん
公営競技事務所長	斎　藤　雄　希　さん	会計管理者	水　沢　正　一　さん
教育課長	富　田　　憲　さん		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	髙　橋　信　弘	書　記	春　日　史　子

◎開会の宣告

○議長（安達丈夫さん）　おはようございます。

ただいまから、令和３年第１０回弥彦村議会９月定例会を開会いたします。

（午前１０時００分）

◎開議の宣告

○議長（安達丈夫さん）　現在の出席議員は９名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（安達丈夫さん）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（安達丈夫さん）　最初に、日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

７番　　小　　熊　　正　　さん

９番　　本　　多　　隆　　峰　　さん

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（安達丈夫さん）　次に、日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

このことにつきましては、先般、議会運営委員会が開催され、その結果について委員長からご報告をお願いいたします。

本多議会運営委員長。

○議会運営委員長（本多隆峰さん）　それでは議会運営委員会報告をいたします。

本委員会は、令和３年第10回弥彦村議会（９月定例会）の運営について協議するため、下記のとおり開催いたしましたので、その結果を報告いたします。

１、開催日時、令和３年８月24日（火曜日）、午後２時18分開会、午後２時39分閉会。

２、開催場所、弥彦村役場委員会室。

３、出席委員、小熊正、板倉恵一、柏木文男及び議長、本多隆峰であります。

４、欠席委員、なし。

５、説明のため出席した者、村長、副村長、総務部長、総務課長。

６、職務のため出席した者、議会事務局長、書記。

７、協議の結果。

委員長開会宣言、村長挨拶に引き続き、９月定例会の提出予定議案は、決算７件、補正予算４件、条例１件、人事１件の計13件であるとの説明が総務課長よりありました。

次に、議員提出予定議案について、会議規則の規則改正１件と請願１件、陳情１件であるとの説明がありました。

協議の結果、規則改正については、議会の議決によって定められる会議規則の改正１件を提案し、請願１件については所管の委員会に付託し、陳情については配付のみとすることにいたしました。また、規則改正１件については初日に採決することにいたしました。

そのほかに、議員発議の意見書１件を最終日提案に向け、８月30日の議員懇談会で検討することにいたしました。

一般質問は、６名の方から通告申出がありました。

会期日程については、９月３日午前10時を招集予定とし、９月17日までの15日間とすることで話合いが行われました。

なお、会期日程案は配付のとおりであります。

月　　日	曜	開 会 時 刻	日　　程
９月　３日	金	午前１０時	本会議（提案説明） 散会後　全員協議会
９月　４日	土		休　会
９月　５日	日		休　会
９月　６日	月	午前１０時	本会議（一般質問）
９月　７日	火		休　会
９月　８日	水	午前　９時	連合委員会（常任委員会）
９月　９日	木		休　会
９月１０日	金	午前１０時 午後１時半	本会議（総括質疑） 散会後　常任委員会（採決） 競輪特別委員会
９月１１日	土		休　会
９月１２日	日		休　会
９月１３日	月	午前１０時	本会議（決算審査） 散会後　広報特別委員会
９月１４日	火		休　会
９月１５日	水		休　会
９月１６日	木		休　会
９月１７日	金	午前１０時	本会議（委員長報告・採決）

８、その他。

初日に全員協議会を開催し、理事者側より、図書館建設事業の進捗状況、浄水場施設再構築事業に係る送配水管布設工事について説明を受けることにいたしました。

会議内容は、以上のとおりであります。

令和３年９月３日

弥彦村議会運営委員長　　本　多　隆　峰

弥彦村議会議長　　安　達　丈　夫　様

○議長（安達丈夫さん）　ただいま委員長から審議に対する報告がありましたが、他の委員から補足説明はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　補足説明なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議会運営委員長から報告のとおり、本定例会の会期は本日から９月17日までの15日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から９月17日までの15日間と決定いたしました。

◎村長招集挨拶

○議長（安達丈夫さん）　次に、日程第３、村長から招集のご挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦さん）　おはようございます。

令和３年第10回弥彦村村議会９月定例会開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご多忙の折、９名全員のご出席をいただき、定例会を開催できますことを心から御礼申し上げます。

新潟県内の新型コロナウイルス感染症拡大により、県全域に特別警報が発令されたことは、既に皆様もご承知のことと思います。村としても特別警報の発令に伴い、公共施設を９月１日から16日まで休館とさせていただきました。県内の感染拡大を抑えるためには、県内全市町村が足並みをそろえ、対策を実施しなければなりません。村民の皆様には期間中ご不便、ご迷惑をおかけすることになりますが、何とぞご理解、ご協力をお願いいたします。

また、酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮の要請もなされております。協力いただいた事業者の皆様には協力金も支給されますので、感染拡大防止のためご協力をお願い申し上げたいと思います。

村のワクチン予防接種につきましては、５月18日から６月12日に高齢者接種、６月25日から８月８日には64歳以下の接種、８月28日に高校生年代の接種を実施し、高齢者は約90％、それ以外の年代の皆さんも約80％と高い接種率でありました。今後の予定は、９月18日に高校生接種の２回目、10月には小学校６年生と中学生の接種を、集団接種で行うこととしております。

私は５月に村民の皆様に、各家庭宛てに弥彦村の感染状況をお知らせいたしました。具体的な村内の感染者数は、その時点で１桁であるということもお知らせいたしました。

その後感染拡大により、三条保健所管内と発表されるのは、弥彦村民で、弥彦村には既に30人以上の感染者が出ているのではないかといった情報が流布されていると聞いております。これは全くの誤報であります。

この場で改めて申し上げますけれども、弥彦村の感染者は５月に村民の皆様にお知らせしたとき、直後にお一人でありました。その後、今日の時点までお一人も陽性感染者は出ておりません。これは、村民の皆様の日頃の感染予防に関する意識と基本的対策、そして高率の接種率のおかげであると思います。

現在、感染拡大の中心となっているデルタ株は感染力も強く、県内含め全国では若年者も既に多くの感染が発生しております。これから接種を予定している小・中学生、これまで接種機会を逃した方も含め、是非多くの村民の皆様から接種いただくよう改めて強くお願いいたします。

ただし、これは今の時点ではいつ村民のどなたが陽性、感染されても全くおかしくない状態であることも事実です。私としては一番懸念されるのは、これは多分起きないとは思いますけれども、万万が一、小・中学生、あるいはそれ以下のお子さんをお持ちの方が自宅療養できない場合、村としてどうするか、行政としてどう対応するかと、今考えております。

具体的には、弥彦の入り口にある綜栄館、綜合警備保障のお持ちの綜栄館ですけれども、あれは自然災害時の避難所として綜合警備保障さんと利用契約、協定を結ばせていただいております。現在も万が一、自宅療養ができない小さなお子さんをお持ちの方がおいでになった場合は、あの綜栄館を使わせていただきたいと思い、現在交渉、協議を進めております。基本的には了解を得ておりますので、具体的な今、最後の詰めをやっているところでございます。

綜栄館がそういうふうに使えなくてもいいようにということを願っておりますが、万が一、感染者が更に拡大して、医療を逼迫して、自宅療養を迫られたときに、お子さんをお持ちの方が安心して療養できるような体制を構築してまいりたいと思っております。

次に、議会の関係であります。これまでの議会では、提出議案の内容についての説明が十分でなかったとの反省から、昨年度から開会前の全員協議会などで概要の説明をさせていただいておりました。しかし、本定例会から更に、提出予定議案の事前説明を強化し、議案説明会を開催させていただいているところであります。

あわせて、一般質問と総括質疑並びに常任委員会の質疑内容が明確に運用されていなかったことから、私ども理事者側と議会側の認識を一つに整理することを目的に、位置づけの整理と円滑な議会運営のため日程変更をお願いしたところ、ご賛同いただき誠にありがとうございました。

今後とも、よりよい村政並びに議会の運営を目指し、必要な改善を進めてまいりたいと考えておりますので、何とぞご協力を賜りますようお願い申し上げます。

具体的には、一般質問については提出議案以外の内容についてご質問いただく場として、再確認させていただきます。議案送付の前に質問通告期限が想定されておりますことから、当然のこととご理解いただけると思います。

更に、総括質疑や常任委員会は、議案審議及び付託案件審議の場として徹底すべきものと考えております。審議、審査に関する質問に絞ってお願いいたしたいと思います。

また従前は、かなり細かな数字の確認であるとか、用語の意味などの質問に、貴重な質疑時間や再質問の制限回数を費やしていただくことが多くありましたので、より具体的で細かな質問に

ついては、担当する部課長が責任を持って説明する場で行うほうが適切と考え、今回からその場を常任委員会を充てさせていただき、答弁者として実務を主幹する部長、課長が出席させていただきたいと思います。常任委員会の詳細な審査を経た後に、なお村の方針、村長の私や教育長の理念を質問する必要がある場合には、村長以下三役が出席する総括質疑の場でご質問いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、特別委員会につきましては、重要案件を一括して審議いただく場でありますので、これまでどおり三役も出席いたします。質問については常任委員会、総括質疑とも事前通告制をお願いしましたところ、ご了解いただき感謝申し上げます。事前通告制については、正確な答弁を議員の皆様にお伝えし、施策の目的や成果を正しくご理解いただくことを目標にしており、決して質問の場を制限するものではないことをご理解願いたいと思います。

今回の変更により提案議案の内容、すなわち村の政策方針をより深く、より正確にご理解いただけるものと確信しております。正確にお伝えし、ご理解いただけることで、議案に関するご質問もより深くなり、活発な審議を行うことで、村政の発展につなげることができると思うものであります。

いずれにしましても、村の発展のため、村民のために、今後とも議会の皆様と一緒になって、村政を運営していきたいと考えております。どうかご理解を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後に、今定例会は令和２年度の決算を中心にご審議いただくことになります。慎重なご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げて、私の開会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（安達丈夫さん）　ありがとうございました。

◎議長諸報告

○議長（安達丈夫さん）　次に、日程第４、議長からの諸般の報告でありますが、新型ウイルス対策での自粛要請によりまして、６月定例会以降に予定された行事のほとんどは中止及び縮小、または書面決議となっております。そのため、ここで報告する内容は特にありませんでしたので、配付の資料のとおりで説明は省略をさせていただきたいと思います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果が議長宛てに提出されております。事務局長をもって報告をいたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（髙橋信弘さん）　それでは、命によりましてご報告いたします。

監査委員からの報告書の写しは、お手元の議案書１ページから６ページにお示ししてあるとおりでございます。

報告は以上です。

◎村長行政報告

○議長（安達丈夫さん）　次に、日程第５、村長から行政報告をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦さん）　それでは、６月から現在までの行政報告をさせていただきます。

お手持ちにおありと思いますけれども、まず６月29日火曜日、辺見選手ほか横断幕贈呈式というのがございます。これは、今年から新たに競輪選手として新潟選手会に登録されて、選手として出発される方に、弥彦競輪場、村としてお祝いの横断幕を差し上げるということにいたしました。今年は、長岡造形大学の先生にお願いしまして、試験的といいますか、デザインを依頼しました。来年からもこれは是非続けていきたいと思っています。この贈呈するに当たっては、全国競輪施行者協議会、ＪＫＡ、それから日本競輪選手協会からも承諾をいただいたものであります。

飛びまして、７月27日オリパラ首長連合役員会とあります。これは、2020オリンピック・パラリンピック全国首長連合と、これほとんどの市町村が参加しているものすごい大きな団体でございます。たまたま國定市長がこの連合会の会長だったということから、弥彦村としても参加させていただきまして、監査役を仰せつかっておりまして、そのための役員会で、ここであえて申し上げますのは、実はこれ、10月にオリンピック・パラリンピックの首長連合としての役目を終えまして、新たに６年後の大阪万博の連合会として再発足するということが決まっております。そのために、弥彦村としても引き続きこれに参加してまいりたいと思っておりますので、この場を借りてご報告させていただきます。

それから28日水曜日ですけれども、知事との車座トーク、これは報道等もされておりますが、多分弥彦村は県内で11番目の車座トークで、非常に有益な村内の方々からご意見いただきました。一番そのとき、私自身感じたのは、お二人の方から枝豆について、要するに枝豆を使った新しい商品、新しい料理を開発したいと思っているけれども、薄皮をむくのが非常に大変で労力がかかるんで、あれが自動的にむいてない限り無理だというお話を伺いました。非常に参考になりました。

多分、今、私自身、輸出も考えておりますけれども、輸出のときは枝豆のさやのままで輸出というよりは、多分そうした薄皮をむいて冷凍した枝豆を輸出することになると思います。そっちが中心になると思います。そのために、農業振興課長に薄皮をむく機械ないかというふうに尋ねました。早速調べてくれまして、ありました。その機械を今度の補正でお願いすると思いますが、試験的に導入したいというふうに考えております。それがよければ大々的に導入することも考えております。

続きまして、８月15日パラリンピックの採火式、これは当初、弥彦山頂で、ロープウエーの山頂駅の近くでやる予定にしておりましたけれども、悪天候のため神社のみずほ館で実施いたしました。そのときも報道されておりますので、皆さんお読みだと思いますけれども、そのとき私、申し上げましたのは、オリンピック・パラリンピックの開催は、いろんな意見がありました。賛成、反対ありました。ただ人類の歴史を考えますと、人類の歴史は飢餓と戦争と疫病、この３つ

の闘いできたときに、これまで人類が全て負けていました。大変な死者が出た。

ただし、今回のオリンピック・パラリンピックは、疫病に対して勝たなかったけれども、負けなかった証として30年後、50年後、評価は大きく違ってくるんじゃないかというふうに思っております、ということも申し上げさせていただきました。今もその気持ちは変わっておりません。まだしばらく、このコロナウイルス感染は続くと思いますけれども、いずれそうしたことの評価を日本は受けるんじゃないかというふうに思います。

それから、８月29日一般行政職第二次選考面接が終わりました。４人の方を採用させていただきました。ありがたいことに、弥彦村内の出身者がお二人おられました。

もう一人は、新潟県の県庁の現職の職員の方で、弥彦に来年に引っ越してくるんで、あわせて弥彦村に奉職したいという強い熱意を語っていただきまして、お願いすることにいたしました。もうお一方は、新潟大学の工学部の学生さんで、一般質問の中で古川議員からも質問出ておりますけれども、デジタル化の中でこれを村として、行政として受けていくときに、どうしても基礎知識を持った職員が必要になります。そのために優秀な方だったので是非来てほしいということで、こちらからお願いして来てもらうことにいたしました。

４人でも、来年の４月には退職される方もおりますので、その補充分だけとなっております。場合によっては、新たにもう少しの人材を採用することになるかもしれませんが、そのときはまた議会のほうにご報告させていただきます。

それから、９番目の枝豆共同選果場竣工式、昨日、今日も報道されているとおりやりました。簡素で、要するに密を避けるために、議会からは議長だけにご出席をお願いいたしました。議員の皆様には６日、７日内覧会といいますか、夕方６時から７時に村民の皆さんに、関心のある方に見ていただきたいと思いますので、そのとき是非見学していただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（安達丈夫さん）　ありがとうございました。

◎議案第５６号～議案第６８号の上程、説明

○議長（安達丈夫さん）　次に、日程第６、議案第56号　令和２年度弥彦村一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第18、議案第68号　弥彦村固定資産評価審査委員の選任についてまでの決算認定７案件、条例１案件、補正予算４案件、人事１案件、以上13案件を一括して議題といたします。

これより提案者から提案説明を求めます。

村長。

○村長（小林豊彦さん）　令和３年第10回弥彦村議会９月定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の要旨をご説明いたします。

議案第56号　令和２年度弥彦村一般会計歳入歳出決算認定より、議案第61号　令和２年度弥彦

村温泉事業特別会計歳入歳出決算認定までの決算６議案につきましては、地方自治法第233条第３項の規定により議会の認定に付するものであります。

議案第62号　令和２年度弥彦村下水道事業会計決算認定の公営企業会計決算１議案につきましては、地方公営企業法第30条第４項の規定により議会の認定に付するものであります。

議案第63号　弥彦村村税条例の一部を改正する条例につきましては、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律が施行されたことに伴い、所要の一部改正を行うものであります。

議案第64号　令和３年度弥彦村一般会計補正予算（第５号）につきましては、既定の歳入歳出の総額44億2,437万5,000円に、歳入歳出それぞれ１億5,550万8,000円を追加し、総額を45億7,988万3,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、10款地方交付税7,407万8,000円、14款国庫支出金6,022万7,000円、19款繰越金6,513万円、21款村債減4,680万円、歳出の主なものといたしましては、４款衛生費、保健衛生費1,302万3,000円、６款農林水産業費、農業費2,042万1,000円、８款土木費、道路橋梁費3,023万6,000円、13款諸支出金、積立金7,010万円、14款予備費1,139万7,000円などであります。

第２条の地方債の補正につきましては、国から示された発行可能額が確定したことに伴い、臨時財政対策債を減額するものであります。今回の補正は、雪害対策費及び国県支出金の交付決定額に合わせた調整及び前年度の決算に合わせた清算が主なものであります。

議案第65号　令和３年度弥彦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきましては、既定の歳入歳出の総額8,540万円に、歳入歳出それぞれ99万6,000円を追加し、総額を8,639万6,000円とするものであります。

歳入といたしましては、４款繰越金99万6,000円、歳出といたしましては、２款後期高齢者医療広域連合納付金23万8,000円、４款予備費75万8,000円であります。

議案第66号　令和３年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第１号）につきましては、既定の歳入歳出の総額８億8,600万円に、それぞれ4,166万9,000円を追加し、総額を９億2,766万9,000円とするものであります。

歳入といたしましては、７款繰越金4,166万9,000円、歳出といたしましては、４款諸支出金、償還金及び還付金利子1,793万3,000円、６款予備費2,373万6,000円であります。

議案第67号　令和３年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、既定の歳入歳出の総額213億円に、歳入歳出それぞれ26億1,296万3,000円を追加し、総額を239億1,296万3,000円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、１款競輪収入28億円、歳出の主なものといたしましては、２款競輪事業費、競輪開催費26億1,188万9,000円などであります。

議案第68号　弥彦村固定資産評価審査委員の選任につきましては、現委員であります弥彦村大字麓5962番地、近山充氏の任期が９月20日をもって満了となりますことから、近山氏の再任につきまして地方税法第423条第３項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第68号人事案件につきましては、本日採決いただきますようお願いをいたしたいと思います。

以上で、９月定例会提案理由の説明を終わりますが、十分ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安達丈夫さん）　ありがとうございました。

◎議案第６８号の質疑、採決

○議長（安達丈夫さん）　お諮りいたします。ただいま提案されました13案件のうち、日程第６、議案第56号　令和２年度弥彦村一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第12、議案第62号令和２年度弥彦村下水道事業会計決算認定についてまでの決算認定７案件については、９月13日開催の本会議（決算審査）で審議することとし、日程第13、議案第63号　弥彦村村税条例の一部を改正する条例についてから、日程第17、議案第67号　令和３年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第２号）までの条例１案件、補正予算４案件については、お手元に配付しております委員会付託表のとおり、所管の委員会に付託することといたします。

今回、厚生産業常任委員会に付託する議案はありませんが、関連する議案もあることから連合審査会といたします。

なお、日程第18、議案第68号　弥彦村固定資産評価審査委員の任命については、委員会付託を省略し、本日採決いたしたいと思います。

この人事案件は再任同意でありますので、討論は省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は委員会付託を省略し、本日採決することに決定いたしました。

議案第68号　弥彦村固定資産評価審査委員に近山充さんを再任することについて、ご質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第68号について、村長提案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん）　起立全員と認めます。

したがって、議案第68号の再任については同意することに決定いたしました。

◎請願第１号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（安達丈夫さん）　次に、日程第19、請願第１号　「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願を議題といたします。

本請願の紹介議員から趣旨説明をお願いいたします。

４番、丸山浩議員。

○４番（丸山　浩さん）　「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願でございます。

今日、全国では約３割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に、公教育の場として大きな役割を果たしております。令和２年度より私立高校生への就学支援金制度が拡充され、新潟県では授業料無償がほとんどの私立高校で実現しました。

しかしながら、就学支援金制度の対象が授業料のみに限定されているため、入学金や施設設備費の保護者負担は残されております。

本県におきましては、国と県の学費支援を受けても公立高校に比べ、学費の公私間格差は依然として大きな開きがあります。

新型コロナウイルス感染症が収まる気配はなく、休業や失業などで経済的に深刻な影響を及ぼし、県民の生活を脅かしております。とりわけ私立高校の保護者にとっては、学費負担が重くのしかかり、家計への圧迫が懸念されております。教育条件の公私間格差の是正も求められておりますが、とりわけ私立高校においては、専任教員数が公立高校よりも少ない状況を改善する必要があります。

また私立高校は、それぞれが建学の精神に基づく独自の教育を推進しており、その学校独自の教育の伝統を継承していく専任教員の存在が不可欠です。また、一人一人の生徒に行き届いた教育を行うためにも、専任教員の増員は欠かせません。

政府並びに国会におきましても、コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく、学校で学び続けられるよう、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

１、私立高校生への就学支援金制度の拡充をしてください。

（１）年収590万円を超える世帯への支援金の増額。

（２）私立高校生を含む多子世帯の所得制限の撤廃。

２、私立高校入学金への新たな助成措置。

３、私立高校において専任教員増が可能になるよう経常費助成の増額。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

○議長（安達丈夫さん）　ただいま趣旨説明のありました請願第１号について、質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　質疑なしと認めます。

以上で請願の趣旨説明を終わります。

なお、請願第１号につきましては、お手元に配付の委員会付託表のとおり、所管の総務文教常任委員会に付託することといたします。

◎発委第１号の採決

○議長（安達丈夫さん）　次に、日程第20、発委第１号　弥彦村議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

この発委第１号については、去る８月30日に開催された議員懇談会において審議を終えておりますので、本日採決いたしたいと思います。

このことについてご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　異議なしと認めます。

したがって、発委第１号は本日採決することに決定いたしました。

お諮りいたします。発委第１号について、提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん）　起立全員と認めます。

したがいまして、発委第１号は可決いたしました。

◎散会の宣告

○議長（安達丈夫さん）　以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次回は、９月６日午前10時から再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前１０時４０分）